

第5回検討会開催にあたっての意見

令和元年 9 月 20 日

一般社団法人 日本食品添加物協会

上田 要一

「無添加」、「不使用」表示の在り方についての議論にあたり、以下、意見を提出致します。

1. 無添加・不使用表示は、食品添加物を使用した食品の安全確保に向けた国の取り組みについての理解を妨げるとともに、消費者の方々のさまざまな誤認を誘導し、正確な情報に基づいた適切な商品選択を妨げております。

誤認に繋がる無添加・不使用表示の禁止に向け、食品表示基準の改正が必要と考えます。

2. 誤認に繋がっている無添加・不使用表示の例

今までの検討会で出された意見及び消費者意向調査の結果も踏まえ、誤認に繋がっていると考えられる無添加・不使用表示の例を以下に挙げます。

- (1) 対象が不明確な場合の無添加・不使用表示

- ① 単なる「無添加」の表示
- ② 法令にない用語を対象にした「〇〇無添加」、「〇〇不使用」表示  
例)「化学調味料無添加」

- (2) 消費者が「他の食品添加物を使用していない」、「食品添加物の量が少ない」と誤認する表示

- ① 他の食品添加物を使用している場合にあって、他の食品添加物を使用していないかのような誤認につながる表示  
例)「〇〇を一切使用していません」  
例)「〇〇、△△全て無添加」
- ② 対象に比較して大活字等で強調された「〇〇無添加」、「〇〇不使用」表示

例)「〇〇**無添加**」、「〇〇**不使用**」

- (3) 食品添加物の安全性に疑義を抱かせる表示

例)「〇〇を使用していないので、安心してお召し上がり下さい。」

- (4) 一般に食品添加物〇〇が使用されない、又は消費者がその使用を予期し

ていない食品への「〇〇無添加」、「〇〇不使用」表示

例)加圧加熱殺菌食品に「保存料無添加」、「保存料不使用」

(5) 〇〇の使用が法令で認められていない食品に対する「〇〇無添加」、「〇〇不使用」表示

(6) 同一機能の食品添加物が使用されている場合における「〇〇無添加」、「〇〇不使用」表示

例)「人工甘味料無添加」と表示されているが、ステビア抽出物が使用されている。

(7) 類似機能の食品添加物が使用されている場合における「〇〇無添加」、「〇〇不使用」表示

例)「保存料無添加」と表示されているが、日持ち向上目的の酢酸ナトリウムが使用されている。

(8) 当該食品添加物と同一成分を含む代替原材料を使用している場合の「〇〇無添加」、「〇〇不使用」表示

例)「調味料(アミノ酸等)無添加」と表示しているが、タンパク加水分解物や酵母エキスが使用されている。

(9) 製造工程全てにおいて食品添加物が使用されていないことが確認されていない場合における「食品添加物不使用」、「〇〇無添加」、「〇〇不使用」表示

(10) 安全確保のための表示である消費期限、賞味期限、保存方法と誤認するおそれのある表示

例)「保存料を使用していないので早めに召し上がって下さい。」

(11) 法令の主旨に合致しない用語を用いた無添加・不使用表示

※平成7年の食品衛生法の改正で「食品添加物規制において合成と天然を区別しないとされたこと」と整合しない。

① 人工、合成等を冠した用語を用いた「〇〇無添加」、「〇〇不使用」表示

用語例)人工甘味料、人工添加物、人工保存料、合成サッカリン、合成甘味料、合成着色料、合成保存料、合成香料、合成調味料、化学合成乳化剤、化学合成増粘剤、化学調味料、化学合成香料

② 天然を冠した用語を用いた強調表示(「〇〇を使用」等)

用語例)天然着色料、天然保存料、天然甘味料、天然乳化剤、天然かんすい

※参考資料:一般消費者対象のアンケート調査結果(2017年日本食品添加物協会実施)

### 3. 人工や合成を冠した用途名、一括名の法令からの削除について

以下の理由により、人工や合成を冠した用途名、一括名を法令より削除することが必要と考えます。

### 参考資料3 上田委員提出資料

- (1) 無添加・不使用表示に際し人工、合成等を冠した用語が使用されることによって、「現在の食品添加物の規制において、天然と合成を区別せずにリスク評価、リスク管理が行われている」ことについての誤認が広がっていると考えられます。
- (2) 食品表示基準別表第6によると、甘味料の用途名として、「甘味料」の他に「人工甘味料」や「合成甘味料」を用いても良いこととなっており、この3つの用語は同等と解釈できます。しかしながら、現在、「人工甘味料」や「合成甘味料」の定義が明確ではないので、このような用語を表示に用いることは消費者の方々の誤認を招くおそれがあります。「合成着色料」、「合成保存料」についても同様に誤認を招くおそれがあります。

また、食品表示基準別表第7において香料の一括名として使用が可能とされている「合成香料」も同じ理由で誤認を招くおそれがあります。
- (3) 現在、食品添加物表示において人工、合成を冠したこれらの用途名、一括名が表示されているケースは稀有であり、これらの用途名、一括名は必要ないと考えられます。

以上